

鈴鹿市教育委員会告示第 2 号

鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 2 日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱（平成 2 9 年鈴鹿市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						
別表（第 2 条関係）						
区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
7	略	略	略	略	略	略

改 正 前

別表（第２条関係）

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率 又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
7	略	略	略	略	略	略
8	鈴鹿市学校給食地産地消推進事業者奨励金	学校の臨時休業中において学校給食用食材の地産地消の推進を図るため	学校給食地産地消推進事業者	学校給食地産地消推進事業者が学校の臨時休業中において学校給食用食材の地産地消推進のための新規転売ルートの確保及び維持継続に要する経費	別に定める額	教育総務課
9	鈴鹿市学校給食協会支援金	安定的な学校給食の運営に資するため	鈴鹿市学校給食協会	安定的な学校給食の運営に資するための事業に要する経費	別に定める額	教育総務課

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。